

標津町勤労学生生活支援金給付について

■ 給付の目的

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言」の影響により、アルバイト等の収入が減少し、生活や修学が困難となっている学生を対象に支援措置として給付するものです。

■ 対象者

国公立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校のうち、次に掲げる条件に該当する学生

- 1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響により、本人のアルバイト収入が減少した学生（前月比▲50%以上）
※ここでいうアルバイトとは恒常的に行っているアルバイトのことで、短期間のアルバイトは除きます。
- 2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響により、家庭からの追加的給付が期待できない学生
- 3) 学生支援緊急給付金を申請している学生

■ 給付条件

基準日は、政府の緊急事態宣言を発出した日（令和2年4月16日）において、対象学生の保護者が標津町に在住（住所を有する）していること

■ 給付額

学生1人につき 50,000円

■ 提出書類

- 1) 勤労学生生活支援金給付申込書
- 2) 学生証の写しまたは在学証明書
- 3) 学生支援緊急給付金申請書の写し
- 4) その他町長が必要と認めたもの

■ 給付方法

提出書類を確認したのち、申請者（学生）の口座に給付金を振り込みます。

■ 提出先及び締切り日

令和2年7月31日（金）必着で、標津町教育委員会へ申し込んで下さい。

■ 問い合わせ先

〒086-1632 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
北海道標津町教育委員会 TEL0153-82-3110（受付時間9:00～17:00）